

# 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」開催要綱

平成 29 年 5 月 25 日制定

平成 30 年 2 月 23 日改定

## 1 趣旨

災害発生時において、行政等から提供される多くの情報と、外国人被災者の多様なニーズをマッチングする災害時外国人支援情報コーディネーター制度の構築について検討する。

## 2 名称

本会は、「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

## 3 内容

- ・ 災害発生時の避難所等における外国人への情報伝達の現状・課題の把握
- ・ 災害時外国人支援情報コーディネーター制度についての検討

## 4 構成及び運営

- (1) 検討会の構成員は別紙「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 検討会には座長 1 名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に検討会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。

但し、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

## 5 開催期間

平成 29 年 5 月から平成 30 年 3 月まで、合計 4 回程度とする。

## 6 その他

検討会の庶務は、総務省自治行政局地域政策課国際室において行う。